

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和5年度 ゾウ専門家による飼育技術等指導業務（第2回）
発 注 課	円山動物園飼育展示・診療担当課
選定事業者	エレファント・トーク 代表 川口 幸男
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>当該業務は、以下の4点の要件を満たす必要がある。</p> <p>①専門知識に基づいた調査能力・分析能力・動物に対する豊富な経験に基づく判断能力を有すること。</p> <p>②ゾウの飼育管理について、豊富な経験を有すること。</p> <p>③ゾウについて国内外の施設とのつながり及び情報を持っていること。</p> <p>④海外のゾウ専門家とのつながりを有しており、技術指導を行う専門家の選定及び手配を行えること。</p> <p>上記要件を満たす事業者が当該事業者以外にいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、上記事業者を選定した。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年9月7日